

『古事記』の「カムガカリ」：「託」・「著 (着)」を用いない表現のあり方

藤崎, 祐二
有明工業高等専門学校：講師

<https://doi.org/10.15017/4772298>

出版情報：語文研究. 130/131, pp.52-63, 2021-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

『古事記』の「カムガカリ」

——「託」・「著(着)」を用いない表現のあり方——

藤 崎 祐 一

はじめに

西郷信綱氏は、従来の『古事記』研究が、側面的・部分的な手法に陥りがちであったことを問題視し、巨視的な作品解釈の重要性を指摘した。^(注1) また、神野志隆光氏は、『古事記』『日本書紀』について、それらを、単なる歴史資料として同次元に扱うのではなく、一貫した主張を持つ個別の作品として読むことの重要性を指摘した。^(注2) 筆者もこのような視点を重視し、作品の独自性や文学的達成度を追究する道を模索してきた。そして、新たな解釈の可能性を切り開くために、表現の細部に踏み込んだ考察を行うべく、漢字の読み分けに着目する研究を継続してきた。

漢字で書かれた文章を、日本語で読むことには困難が伴うため、読み方次第では作品解釈を大きく左右することも起こり得る。古今の諸注釈を概観すると、作品中に類義的な漢字が複数使用されている場合に、同じ読みを適用する例は多い。しかし、漢字が異なるということは、意味上の使い分けがあった可能性がある。執筆者が自身の意図に沿う表現を追求する中で、場面や状況に応じて使い分けた漢字もあるのではないかと考えるのである。そのような表現の機微に目を凝らすことで、文学的視点から作品を読み深め、執筆者が表現しようとした世界観を追究したい。

筆者はこれまでに、「カムガカリ」を中心に、憑依現象に関連する語句をとりあげ、表現の多様性を明らかにするべく考察を行ってきた。その成果を踏まえ、本稿では、『古事記』の

独自性に着目した考察を試みることにする。なお、『古事記』『日本書紀』からの引用は日本古典文学大系に拠った。

一、『古事記』の「カムガカリ」における表現の特異性について

上代の文献資料において、現代語の「神がかり」に相当する「カムガカリ」の用例は、記紀にそれぞれ一例ずつ確認できる。

記：「神懸」

紀：「顕神明之憑談（顯神明之憑談、此云歌牟鶴可梨）」

いずれもアマテラスをアメノイハヤから誘い出す場面に見え、アメノウズメの行為とされる。（注3）『古事記』では「神懸」と表記されているのに対し、『日本書紀』では「顕神明之憑談」という文字列に「カムガカリ」と読むべき訓注が添えられており、両者の対応関係から、「神懸」の「懸」を「カカル」と読むことは、ほぼ間違いない。

一方、読みは明示されていないものの、上代の文献資料において憑依の意味で使用されている可能性がある語は以下の（注4）とおりである。

「託」 『風土記』二例・『日本書紀』九例・『統日本紀』

二例・『日本霊異記』十三例

「著（着）」 『日本書紀』五例・『万葉集』一例

「認」 『万葉集』一例

「帰」 『古事記』二例

「憑」 『日本書紀』二例

これらをアメノウズメが試みた「カムガカリ」の「カカル」と同義とみなし、同じ読みをあてる注釈は少なくなる。しかし、私にそれぞれの読みと語義を検証した結果、以下のように分類するに至った。

「カムガカリ」（「神懸」）

語義：神と神、あるいは神と人との交流。「顕神明之憑談」の文字列は、「神が接近し、談じる様々のことを顕かにする」や「神を顕かにし、接近し談じる」のように解釈し得るが、これに類する行為のこと。憑依現象を内包することもあるが絶対条件ではなく、神の正体とその意志を顕すことに比重がある。（注5）

「託」・「著（着）」・「認」

語義：とりつく。読み：ツク。（注6）

「帰」・「憑」

語義：近寄る（近寄せる）。読み：ヨル（ヨス）。（注7）（注8）

「カムガカリ」は神との交流を意味し、必ずしも憑依現象を伴うとは限らない。当事者同士の接近は「ヨル（ヨス）」（帰・

憑)を用いて表現し、憑依現象は「ツク」(託・著(着)・認)を用いて表現する。つまり、「託」・「著(着)」・「認」・「帰」・「憑」は「カムガカリ」に内包され得る動作ではあるものの、「カカル」と同義ではないと考えられる。「カカル」と読まれる傾向のあつた語群の中で、実際に「カカル」と読むのは「神懸」の「懸」のみであり、その他の語とは区別されるべき蓋然性が高いのである。

以上の分類によつて、『古事記』の表記が他の文献資料と比較して特殊であることが見えてくる。右に掲げたとおり、「カカル」と読まれる傾向のあつた語群の中で、最も使用例が多く複数の文献に散見するのは「託」であるが、このことは、「託」が「とりつく」を意味する語として広く認知されていた可能性を示唆している。そして、複数の文献資料に散見するだけに、『古事記』に使用例のないことが際立つて意識されるのである。しかも、「託」と同義に分類した「著(着)」・「認」も、『古事記』には使用されていない。^(主)『古事記』の編纂者は、祭祀や託宣の場面において、「とりつく」を意味し「ツク」と読む語を、意図的に避けたのではないかとさえ思われるのである。

これまでに筆者は、「ツク」は「ヨル(ヨス)」との比較において、より強い付着を意味する傾向があることから、一方のかつ強制的な憑依を表現するのにふさわしい語であること

を指摘した。「ツク」が使用される場面において、憑依者はより支配的であり、被憑依者との親和性が乏しい。一方で、「ヨル(ヨス)」を使用する「カムガカリ」の場面では、憑依者と被憑依者との関係に、ある程度の親近性が見られるのである。具体的に述べると、神と神との間で繰り広げられる「カムガカリ」や、巫覡としての能力に長けた人物が主体である「カムガカリ」において、「ヨル(ヨス)」が使用される傾向がある。今、新たに、『古事記』が「とりつく」を意味する「ツク」を一切使用しないという特徴に着目するならば、この作品の独自性をどのように読み取ることが可能であろうか。

そこで本稿では、これまでの研究成果を踏まえ、『古事記』は全体的な傾向として、「カムガカリ」当事者の関わり合いを、親和性のあるものとして描いている可能性を検証する。この仮説の検証は、同時代の歴史書で、類似する場面を多数有する『日本書紀』との比較によつて行う。『日本書紀』は「とりつく」を意味する「託」を九例、「著(着)」を五例使用していることから、『古事記』に比べて「カムガカリ」における親近性が乏しいと考えられる。この相違をさらに厳密に検証するためには、ある程度条件を同じくする対応場面を比較することが有効であろう。記紀に共通する「カムガカリ」の場面をとりあげ、両作品が、それぞれ当事者同士の関係をど

のように定位しているかを比較することで、『古事記』の独自性を追究するための一助としたい。

これまでは、「とりつく」の意味とされ、「カカル」と読まれる傾向のあった語群にのみ着目して、考察を行ってきた。しかし、本稿では『古事記』の独自性を考察する段階に一步踏み込むのであるから、特定の語だけではなく、その語が使用される前後の文脈に視野を広げることとなる。

二、神功皇后の託宣の比較検証

(一) 三つの資料

記紀に共通する「カムガカリ」で、『日本書紀』が「とりつく」を意味する「託」・「著(着)」を使用するのは、神功皇后の託宣だけであった。そこで、まずはこの場面の比較考察を行う。神功皇后の託宣は、仲哀紀から神功紀に跨る本文と、神功紀の別伝「一云」に見えるため、『古事記』と合わせて三つの異なる資料を比較することが可能である。

託宣における憑依者と被憑依者の親近性の度合いは、各々の地位や所属に影響される可能性がある。そこで、三つの資料を比較するための前提として、それぞれの託宣の主神を確定しておきたい。『古事記』では、タケウチスクネが「今如此

言教へたまふ大神は、其の御名を知らまく欲し。」(二・三二頁)と神の正体を尋ねると、「是は天照大神の御心ぞ。亦底筒男、中筒男、上筒男の三柱の大神ぞ。」此の時に其の三柱の大の御名は顕れき。(二・三二頁)

との返答があることから、アマテラスを中心とした神々であることが知られる。また、『日本書紀』神功紀本文では、同様の問いかけに対し、「神風の伊勢国の百伝ふ度逢皇の折鈴五十鈴宮に所居す神、名は撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命」(上・三三二頁)との返答があり、伊勢に祭られるこの神はアマテラスとわかる。しかし、「一云」では、「表筒雄・中筒雄・底筒雄」の三神と「向置男聞襲大歴五御魂速狭騰尊」(上・三四〇頁)の名が顕されるものの、アマテラスは登場しない。

『古事記』と『日本書紀』本文が託宣の主神に位置付けるアマテラスは、言うまでもなく皇祖神であり、仲哀天皇は皇孫である。また、仲哀天皇の死後に託宣を引き継ぐ神功皇后も、開化天皇五世の孫であり、やはりアマテラスの血統に連なっている。一方の神功紀「一云」の神々は、皇室の直接的な祖先ではない。

いずれの託宣も、仲哀天皇が推し進めるクマソ討伐の直前に行われており、神はクマソではなく新羅を帰服させるよう要求する。ところが、仲哀天皇は神託を疑って急死し、代わって神功皇后が指揮を執ることで新羅征討は果たされる。【表

に三資料の大まかな流れを示した。『日本書紀』本文と「一云」が共に「託」を使用する中で、『古事記』のみが「帰」を使用することに、特に注目したい。

【表】

『古事記』	『日本書紀』本文	『日本書紀』「一云」
<p>1 〔度目の託宣〕。④天皇は琴を弾き、タケウチスクネは沙庭に待機し、①神后が神を一帰〔よ〕せる。</p> <p>2 神は新羅を服属させる意思を表明するが、天皇は神託を疑い、急死する。</p> <p>3 〔度目の託宣〕。神功皇后とタケウチスクネは罪を赦った上で再度神託を請い、神の名が顕される。</p> <p>4 皇后は神託に従い、新羅征討を行う。</p>	<p>1 〔度目の託宣〕。②神が皇后に「託(つ)き、クマソではなく、新羅を帰服させることを要求する。」</p> <p>2 天皇は高い岳に上って、大海を見渡したものの、何も見えないため、神託を疑う。</p> <p>3 〔度目の託宣〕。再び③神が皇后に「託(つ)き、新羅を得られないが、神功皇后の身もつた子が新羅を得る」と予言する。天皇はやはり神託を信せず、予定通りクマンを攻めるが、失敗に終わり急死する。</p>	<p>1 〔度目の託宣〕。④神が内避高国避高松屋種に「託(つ)き、①天皇が宝の国を望むなら母をよ。」と述べ、⑥皇后に琴を弾かせるように要求する。</p> <p>2 〔度目の託宣〕。皇后が琴を弾くと、⑤神が皇后に「託(つ)いて、私をよく祭るならば、宝の国を上げよう」と言う。天皇が神託を疑い、神の名が顕される。</p> <p>3 天皇がなおも疑うため、神は神功皇后に宿る子が新羅を得ると予言する。天皇はやはり神託を信せず急死。</p> <p>4 皇后は、神託に従って神を祭り、新羅征討を行う。</p>
<p>5 皇后は、新羅征討を行う。</p>	<p>卷九</p> <p>4 〔度目の託宣〕。神功皇后とタケウチスクネは罪を赦い、再度神託を請う。⑥皇后か神主(しんぬり)、タケウチスクネは琴を弾き、中臣は審神者(みくし)となる。神の名が顕され、祭祀の対象となる。</p> <p>5 皇后は、新羅征討を行う。</p>	<p>卷九</p> <p>4 皇后は、神託に従って神を祭り、新羅征討を行う。</p>

(2) 『古事記』

『古事記』では二度の託宣がある。一度目の託宣では、波線部^①に示したように、神託を受けるための準備として、天皇は琴を弾き、タケウチスクネは沙庭に待機する。本文には「天皇御琴を控(か)かして、建内宿禰(の)大臣沙庭に居て、神の命を請ひき(二二九頁)とあり、これらの描写は、託宣を受ける側が積極的に神を招き寄せていることを示している。そして、傍線部^①に示したように、接近を意味する「帰」を使用しており、具体的には「是に大后神を帰せたまひて」(同)とある。憑依を意味する「託」や「著(着)」は使われていない。拙稿(注7論文参照)で論じたように、この場面では、天皇側が主体となつて神を招き寄せていることと、神功皇后が「カムガカリ」に長けた巫祝であったことが、「帰」の使用に影響していると考えられる。「託」・「著(着)」は、強い付着を意味し、強制的かつ一方的な憑依を表現するのにふさわしい語であるため、このような場合にはそぐわないのである。

二度目の託宣は、天皇崩御の後である。一度目とは異なり、神を招き寄せる際の詳細な描写は省かれているが、「亦建内宿禰沙庭に居て、神の命を請ひき。是に教へ覚したまふ状、具さに先の日の如くにして、」(同)とあることから、やはり託宣の受け手が主体的に動いている。つまり、一度目の託宣と

同様、一方的な憑依ではないため、「託」・「著(着)」の使用は適當ではないということである。

(3) 『日本書紀』本文

『日本書紀』本文では三度の託宣がある。一度目には、傍線部②に示したように、強制的な憑依を表現するのにふさわしい「託」が使用されており、具体的には「時に、神有して、皇后に託りて誨へまつりて曰はく」(上、三二六頁)とある。『古事記』と大きく異なることには、天皇や皇后が自ら神託を請う様子は描かれておらず、神の側からの一方的な憑依である可能性が高い。この時に、天皇は新羅征討を命じる神託を受け、高所から海を見渡すが、何も見えなかったために疑念を深める。そこで二度目の託宣となる。傍線部③に示したように、ここでも「託」が使用されており、具体的には「時に、神、亦皇后に託りて曰はく、」(上、三三七)とある。ここで神が主体的に動いており、皇后は受け身と考えられる。さて、神意を無視して強行されたクマソ征討は失敗に終わり、天皇は崩御する。これを受けて事の重大性を認識した皇后は、「崇る所の神を知りて、財宝の国を求めむと欲す。」(上、三三〇頁)とあるように、ここで初めて神を顕かにし、その意志に従い新羅を帰服させようとする。そこで罪を祓

い、波線部⑤に示したように、自ら神主となって神託を請う。具体的には「皇后、吉日を選びて、齋宮に入りて、親ら神主と為りたまふ。則ち武内宿祢に命じて琴撫かしむ。中臣烏賊津使主を喚して、審神者にす。」(同)とあり、これが三度目の託宣である。『日本書紀』の波線部⑥は「古事記」の波線部③と類似の描写であり、憑依される側が積極的に神を招き寄せていることを窺わせる。つまり、『日本書紀』では、三度目の託宣にしてようやく『古事記』と同様、受け手が主体となって神意を仰ぐこととなるのである。ここで注目すべきは、三度の託宣の内、神が主体となる二例には「託」が用いられているのに対し、受け手が主体となる最後の一例には用いられないことである。

(4) 『日本書紀』「二云」

「二云」では、二度の託宣があり、二度とも「託」を使用している。傍線部④に示した一度目の託宣は、具体的には「是に神有して、沙塵県主の祖内避高国避高松屋種に託りて、天皇に誨へて曰はく、」(上、三四〇頁)とあり、他に登場例の無い人物に憑依する。神は「望むなら、宝の国を与えよう」とおおまかな趣旨のみを伝え、「琴将ち来て皇后に進れ」(同)と要求する。これは、依り代を神功皇后に乗り換えるた

めと考えられるが、皇后が巫祝としてより優れた存在であり、神の意志を正確に伝え得る媒体であるということであろう。これは波線部③として示したとおり、波線部①・②を連想させる描写ではあるが、しかし、『古事記』や『日本書紀』本文とは異なり、皇后が主体的に神を招くことはない。傍線⑤に示した二度目の託宣は、「則ち神の言に随ひて、皇后、琴撫きたまふ。是に、神、皇后に託りて、」(同)とあり、皇后はあくまで受動的な立場で、神の指示に従っているにすぎない。つまり、二度とも神が主体の強制的な託宣であり、「託」を使用するのに相応しい状況であると考えられる。

(5) 『古事記』の「カムガカリ」の親近性

以上のように、三つの資料はそれぞれ異なる描写がなされておられ、「託」の使用の有無については、その理由を一貫した基準に基づいて説明することが可能なのである。天皇自ら神託を請う『古事記』は、神が働きかける『日本書紀』本文や「一云」とは、趣を異にしていると言つてよいだろう。三資料の中では、際立って憑依者と被憑依者との関係に、親近性が見られるのである。

仲哀天皇が神託を疑う際の言動を見ると、『日本書紀』本文では「誰ぞの神ぞ徒に朕を誘くや。」(上、三三六頁)と、言

葉で疑念を表明しており、「一云」も同様で、「其れ神と雖も何ぞ謾語きたまはむ。」(上、三四〇頁)などであるのみである。ところが『古事記』では、言葉のみならず態度でも不満を表明する。「御琴を押し退けて控きたまはず、黙して坐しき。」(二二九頁)と不貞腐れ、タケウチスクネがやはり琴を弾くように諫めても「那麻那摩邇を以るよ。」(同)、つまりお座なりに弾くなどし、まるでだだをこねる子どもようである。

また、神託を疑われた神の対応も、『古事記』と他の二資料とは異なる。『日本書紀』本文では「其れ汝王、如此言ひて、遂に信けたまはずは、汝、其の国を得たまはじ。」(上、三二七頁)、「一云」では「汝王、如是信けたまはずは、必ず其の国を得じ。」(上、三四〇頁)とあるように、いずれも「信じなければその国を得られない」と言明するのみである。しかし、『古事記』はそれにとどまらない。「其の神、大く忿りて詔りたまひしく、」(二二九頁)と、神の怒りを明確に記し、さらに「汝は一道に向ひたまへ。」(同)とまで言わしめる。「一道」とは死への道と考えられ、天皇の運命を示唆している。三資料ともに仲哀天皇は崩御するが、神が実際に死を仄めかすのは『古事記』のみである。不貞腐れる天皇と、同じ土俵に立つて気炎を吐く神とは、親子のごとき親近性をもつて描かれていると言えるだろう。それでは、なぜ『古事記』

には、このような傾向が認められるのだろうか。今後の研究の課題とするところであるが、現段階で考え得る可能性を述べておきたい。

神野志隆光氏は、『古事記の世界観』（注2参照）において、アマテラスがアメノイハヤに隠れたことの影響が、高天原と葦原中国の両方に及んでいることに着目して、アマテラスの秩序は二つの世界を貫くものであり、「高天原」にあるアマテラスの秩序によって「葦原中国」もおおわれていると指摘する（六九頁）。また、「（クニ）の世界「葦原中国」の、世界としての根拠は（アメ）の世界「高天原」にもとめられる。」（七一頁）とし、このような世界観が、アマテラスの子孫たる天皇の正統性を保障すると考え、以下のように述べる。

まず、「高天原」は、「（クニ）の、世界としての存立の根拠であった。（クニ）において「葦原中国」という世界が顕わされたところで、それは「高天原」——「葦原中国」の問題となる。これを、「高天原」のアマテラスの秩序の原理が「葦原中国」をも包摂するという世界関係の確認において示すのである。それゆえに、「葦原中国」は、「高天原」から豊穰を保障されつつ、アマテラスの子孫によってたもたれる必然性をもつ（七四頁）。

『古事記』に、アマテラスとその正統な子孫であるところの

皇室との繋がりを重視する意図があるのであれば、仲哀天皇・神功皇后の託宣にその影響が色濃く表れる可能性は十分に考えられるであろう。このことが、仲哀記における当事者同士の親近性が、他の二資料に比して著しい原因であるかもしれない。

以上、記紀に共通する場面で、一方が「託」・「著（着）」を用いており、他方が「託」・「著（着）」を用いていない唯一の例として、神功皇后の託宣を比較した。その結果、「託」を用いる『日本書紀』本文と「一云」では、神による強制的な憑依が描かれており、場面全体を通して、憑依者と被憑依者との関係に隔たりのあることが窺われた。一方、「託」を用いない『古事記』では、被憑依者の要請による託宣が描かれており、場面全体を通して、当事者同士が近い関係に位置づけられていた。比較した三資料の中で、『古事記』だけが「託」を使用しなかったという事実が、単なる偶然ではなく、文脈に沿った表現上の選択であったことを窺わせるのである。

三、崇神天皇の託宣の比較検証

『古事記』には「とりつく」を意味する「託」・「著（着）」の使用例がない。そのことが『古事記』の独自性とのよう

に関わってくるのかを考察するために、記紀に共通する「カムガカリ」の場面を比較したところ、「託」・「著(着)」を使用する『日本書紀』よりも、「託」・「著(着)」を使用しない『古事記』の方が、当事者同士の親近性が窺われた。

さて、第一節で述べたごとく、本稿の目的は、『古事記』の「カムガカリ」が、当事者同士の関わり合いを、親和性のあるものとして描く傾向があった可能性を検証することであるから、「託」・「著(着)」の使用の有無にかかわらず、同様の傾向が認められる可能性を検証する必要がある。そこで、本節では、記紀ともに「託」・「著(着)」を使用しない「カムガカリ」であるところの、崇神紀の託宣を検証する。

御代のはじめ、疫病の流行などで治世の安定しないことを憂えた崇神天皇は、天神地祇の怒りを鎮めるべく、神意を明らかにしようと試みた。そこで顕されるのが、大物主神である。この神は記紀において、それぞれのように位置づけられているのだろうか。

『古事記』では、大國主神の国作り神話に登場して協力者となり、その見返りとして三輪山に祭られている。また、神武天皇の皇后が大物主神の娘であることが記されており、歴代天皇は大物主神の血統を受け継いでいる。このことから、『古事記』は、大物主神を皇祖神に準ずる重要な地位に据えている

と言えらる。

『日本書紀』においても、この神は重要な地位を占めているようである。崇神紀は、大物主神が要求するおりの祭祀を實踐できなければ、天皇の治世が安定し得なかったことを物語っており、その力は絶大である。しかも、『日本書紀』に散見する託宣で、アメノイハヤの「カムガカリ(顕神明之憑談)」と同じ「憑」が使用されているのはこの場面だけである。拙稿^(註1)で述べたように、これには「神代」における「カムガカリ」と「人代」における「カムガカリ」を重ねる意図があるのであり、数ある託宣の中で当該場面だけがアメノイハヤと同等の扱いを受けていると言えらる。また、巻十四の雄略紀には、天皇が「三諸岳の神」(大物主神)を捕えさせる話(上、四七二頁)がある。天皇が、神の威光に恐れをなして、もとの山に放させる描写からは、天皇でさえも意のままにできない強大な力を窺うことができる。

しかし、以下に述べる点において、『日本書紀』の大物主神は、やや見劣りがするようである。『古事記』では早く神代に登場し、国作りという重要な事業に関わっていたが、『日本書紀』では、「一書」の記述を除き本文だけを読み繋いでいくと、この神がはじめて登場するのは崇神紀の託宣である。また、『日本書紀』では、神武天皇の皇后は事代主神の娘という

ことになっている。つまり『古事記』とは異なり、大物主神は歴代天皇の祖先ではない。

以上、『古事記』と『日本書紀』は、いずれも大物主神を格式高い重要な神として位置付けているものの、程度の差があることを見過ぐすことはできない。そのような大物主神による託宣は、『古事記』と『日本書紀』とで、どのように異なるだろうか。

先に『日本書紀』について述べる。まず、大物主神は、倭迹迹日百襲姫命を介した託宣で「若し能く我を敬ひ祭らば、必ず当に自平ぎなむ」(上、二三九)と、祭祀を要求する。天皇が神の名を問うと、「我は是倭国^{これや上のくに}の域^{まほひ}の内に所居^まる神^なを大物主神と為ふ」(同)とその名を顕す。天皇は教えに従って懇ろに祭るが、一向に効果が現れない。そこで今度は夢による神託を乞うと、大物主神は天皇の夢に現れ、「若し吾が兕大田^{こおほたたね}田根子^{たねこ}を以て、吾を令祭^{われまつ}りたまはば、立^{たつ}に平ぎなむ」(上、二四〇頁)と、自身の子である大田田根子を神主として祭るように要求する。

倭迹迹日百襲姫命の託宣は、憑依を伴うものであったと考えられるにもかかわらず、「託」・「著(着)」ではなく「憑」が使用されている。その理由としては、倭迹迹日百襲姫命が「カムガカリ」に長けた巫祝であり、神による強制的かつ一方

的な憑依ではなかったからということ、拙稿(注8論文参照)で論じた。また、本稿の第二節で神功皇后の託宣を考察した結果、憑依される側が神託を要請する場合には「託」・「著(着)」が使用されない傾向があることを指摘したが、当該場面も天皇自ら神託を請うており、法則にかなっている。託宣の前に「是に、天皇、乃ち神浅茅原^{かみたちら}に幸^{すなは}して、八十万の神を会^あへて、卜問^{うらと}ふ」(上、二三八)という一文のあることが、天皇の要請に基づく託宣であることを明確に示している。

この場面で使用されている「憑」の読みは「ヨル」である。「ツク」と読むべき「託」・「著(着)」とは異なり、強制的な憑依を意味する語ではないため、憑依者と被憑依者の親近性を演出するのにふさわしい。つまり、この場面は、『日本書紀』に散見する託宣の中では、当事者同士の関係を親近性の高いものとして描いていると言える。しかし、『古事記』との比較においてはどうかだろうか。

『古事記』において、神託は一度だけである。第三者を介することもなく、最初から崇神天皇の夢に大物主神が現れ、「是は、我が御心ぞ。故、意富多多泥古^{おほたたねこ}を以ちて、我が御前^{みまへ}を祭らしめたまはば、神の気起^けらず、国安らかに平らぎなむ」(一七九頁)と、自身の子孫である意富多々泥古を神主として祭

祀することを要求する。そのとおりに取り計らうことで、治世の安定を見る。

このように、場面全体の流れを読めば、『古事記』の方が、より当事者同士の親近性が高いことは一目瞭然である。『日本書紀』において、大物主神の要求は、倭迹迹日百襲姫命の託宣だけでは十分に明らかにされず、天皇の夢を介した二度目の神託によって、ようやくその全貌が明らかとなった。しかし、『古事記』では、天皇に対する一度の神託で済まされる。神の意志を顕かにするまでの難易度が異なるのである。

以上のように、記紀ともに「託・「著(着)」を使用しない「カムガカリ」においても、『古事記』の方がより当事者同士の親近性が高いことが窺われた。『古事記』全編を通して、「とりつく」を意味する「託・「著(着)」が使用されなかったことには、作品のこのような独自性が関与しているのではないだろうか。

おわりに

『古事記』には、「とりつく」を意味する「託・「著(着)」の用例がない。このような表現上の特徴を、作品の独自性と関連付けてとらえることが可能であるかを検証するために、

記紀に共通する二組の「カムガカリ」的場面を比較した。すると、『古事記』の方が当事者同士の親近性が高いことが窺われた。しかし、『古事記』の編纂者が意識的に「託・「著(着)」の使用を避けたと表現することは、適切ではないかもしれない。親和性の高い「カムガカリ」においては、強制的な憑依現象が生じる必然性は乏しいため、結果としてそのような表現を選択しなかったと見るべきであろう。

『日本書紀』に散見する「託・「著(着)」のうち、比較し得る対応場面が『古事記』になかった用例について改めて述べるならば、これらが使用される場面では、憑依される者が積極的に神託を請うような描写はない。中には、突然言葉を発することができなくなった後、三日目にしてようやく神託を媒介する例もあり、神の圧倒的な威厳が際立っている。一方的な憑依であり、当事者同士の親近性は高くないのである。翻って『古事記』には、全編を通して強制的な憑依を窺わせる描写が見受けられない。『古事記』においては、そもそも「託・「著(着)」を使用するにふさわしい場面が乏しいようである。

そのような中で、対応する二組の「カムガカリ」を比較検証したことは、記紀の相違をより鮮明にするために有効であったと考える。神代から人代にいたるまで、『古事記』には、神

による強制的な憑依が描かれることはなかった。「カムガカリ」における親近性の高い対話のあり方には、『古事記』の独自性的一端を窺うことができるのではないだろうか。

注

注1 西郷信綱『古事記研究史の反省』『古事記研究』未来社、昭和四八（一九七三）年。

注2 神野志隆光『古事記の達成』東京大学出版会、昭和五八（一九八三）年。神野志隆光『古事記の世界観』吉川弘文館、昭和六一（一九八六）年。

注3 「アマテラス・アメノイハヤ」・「アメノウズメ」は、記紀で表記が異なるため、一括りに言及する際の煩雑さを避けるために片仮名表記とする。「アマテラス」は『古事記』では「天照大御神」、『日本書紀』では「天照大神」、「アメノイハヤ」は『古事記』では「天石屋」、『日本書紀』では「天石窟」、「アメノウズメ」は『古事記』では「天宇受売命」、『日本書紀』では「天鈿女命」と表記される。

注4 『続日本紀』と『日本書紀』の成立は平安時代ではあるが、極めて早い時期なので、ここに加えた。

注5 拙稿「上代における「カムガカリ」の語義——『日本書紀』の「顕神明之憑談」を手がかりとして——」『語文研究』（第二二七号、令和元（二〇一九）年六月、九州大学国語国文学会）参照。拙稿「上代における「カムガカリ」と憑依——『日本書紀』の

「顕神明之憑談」を中心として——」『語文研究』（第二二二号、平成二二（二〇一六）年六月、九州大学国語国文学会）参照。

注7 「帰」については、拙稿『古事記』神功皇后の託宣における

「神帰」についての考察『西日本国語国文学』（第四号、平成二十九（二〇一七）年、西日本国語国文学会）参照。

注8 「憑」については、拙稿『日本書紀』倭迹迹日百襲姫の託宣における「憑」についての考察『語文研究』（第二二五号、平成三十（二〇一八）年、六月、九州大学国語国文学会）参照。

注9 正確には、「著」の用例は二五例認められるが、「とりつく」の意味での使用例が無い。

注10 「古事記」では「建内宿祢」、「日本書紀」では「武内宿祢」と表記されているため、本稿では便宜上「タケウチスクネ」と表記する。

注11 「古事記」では「熊曾」、「日本書紀」では「熊襲」と表記されているため、本稿では便宜上「クマソ」とする。

注12 日本古典文学大系では「託」を「カカル」と読んでおり、本文もそのまま引用するが、本研究において「託」を「ツク」と読むことは、拙稿（注6参照）で論じたとおりである。

注13 拙稿（注5）の第二節「日本書紀」が規定する「カムガカリ」を参照されたい。

注14 雄略紀は、「三諸岳の神」を大物主神あるいは菟田の墨坂神と注する。しかし、崇神紀には、大物主神と倭迹迹日百襲姫との神婚譚があり、蛇の姿を見られた神が「御諸山」に帰ってしまっただけが記されている（上、二四七頁）。「御諸山」も「三諸岳」も同じ三輪山のことであるため、「三諸岳の神」は大物主神である可能性が高い。

注15 卷二八・天武天皇元年七月の記事で、高市^{たけのあき}県主^{あきぬし}許梅^{きぬめ}は急に話すことができなくなり、三日後にようやく神託を発する。

（ふじさき ゆうじ・有明工業高等専門学校講師）